

様式第1号(第4条、第11条関係)

第 号
年 月 日

那賀町長 様

補助事業者
住所
氏名
連絡先

印

令和 年度 木づかい住宅等支援事業費補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり木づかい住宅等支援事業を実施したいので、那賀町農林水産業等振興事業費補助金交付規則第4条の規定により、補助金771,850円の交付を申請します。

記

1 事業の目的
町産材を活用した木造住宅の建築を推進し、町産材の利用拡大と町民の定住促進を図ることを目的とする。

2 事業の内容及び経費の配分

(1) 経費の配分

事 項	総 事 業 費	負 担 区 分		備 考
		補 助 金	そ の 他	
事 業 費	円	円	円	
計	円	円	円	

3 事業完了予定年月日

令和 年 月 日

4 収支予算書

(1) 収入の部

区 分	予 算 額	(精 算 額)	比 較		備 考
			増	減	
補 助 金	円	円	円	円	
そ の 他	円				
計	円				

(2) 支出の部

区 分	予 算 額	(精 算 額)	比 較		備 考
			増	減	
事 業 費	円	円	円	円	
計	円				

5 添付書類

様式第1－1号 事業計画

様式第1－2号 那賀町産木材使用納材証明書

様式第1－3号 同意書

様式第1－4号 確約書（町外在住の方のみ）

様式第 1 - 1 号

事業実績

建築場所			
住宅の着工予定日等	着手予定日	年	月 日
	完成予定日	年	月 日
工事請負業者名	名称		
	所在地		
製材加工業者名	名称		
	所在地		
設計業者名	名称		
	所在地		
町産木材の使用率	%		
住宅部分の面積	㎡		
他の助成事業利用の有無	有・無		

様式第 1 - 2 号

那賀町産木材使用納材証明書

[illegible]

(注) 材積は、小数点第2位まで記載のこと。

様式第 1－3 号

同意書

那賀町長 殿

私は、那賀町木材利用促進事業実施要綱（令和元年 6 月 11 日訓令第 1 号）に規定する木づかい住宅等支援事業補助金の申込に際し、同要綱第 1 に規定する補助対象者の確認のため、町の関係課及びその他の関係機関に対し、住民登録情報、税情報、各種使用料及び手数料その他必要事項について照会を行うことを同意します。

令和 年 月 日

住所

氏名

印

生年月日 M・T・S・H 年 月 日

連絡先（電話）

様式第 1－1 号

事業計画

建築場所	那賀郡那賀町字阿井大町 28・23		
住宅の着工予定日等	着手予定日	年	月 日
	完成予定日	年	月 日
工事請負業者名	名称	岡川建築	
	所在地	那賀郡那賀町仁宇字学原 233・6	
製材加工業者名	名称	若杉林材加工組合	
	所在地	那賀郡那賀町朴野	
設計業者名	名称	有限会社 古谷信一郎建築研究所	
	所在地	徳島市佐古三番町 6・17・403	
町産木材の使用率	80%		
住宅部分の面積	84.45 m ²		
他の助成事業利用の有無	有・無		

様式第 1－4 号

確 約 書

令和 年 月 日

那賀町長 殿

住所

氏名

印

私は、那賀町木材利用促進事業実施要綱（令和元年 6 月 11 日訓令第 1 号）に規定する木づかい住宅等支援事業補助金の申込に際し、同要綱第 1 の規定に従い、当該補助金を交付された日から 3 月を経過する日までに那賀町に住所を所有することを確約いたします。



木づかい住宅等支援事業について

那賀町では町産材利用促進のため、平成23年度から新築を対象に補助金を交付してきましたが、今年度からリフォームを補助対象に追加いたしました。新築およびリフォームの際には、ぜひご活用ください。



- 【補助対象】**
- ・町内の建築業者に発注する
 - ・町内の製材所等に製材品を発注する
 - ・使用木材のうち町産木材の使用割合が80%以上（※産地証明必要）
 - ・家屋の床面積は新築住宅で80平方メートル（約24坪）以上
 - ・新築の柱及び土台の寸法は105×105ミリメートル以上
 - ・リフォームについての詳細は林業振興課にお問い合わせ下さい

1件あたり
最高額
140万円の助成
が受けられます

住宅の危険木伐採補助について

那賀町では、住宅に被害を及ぼす倒木から住民の生命及び財産を守るため、危険木の伐採にかかる費用を補助します。

- 【補助対象】**
- ・住宅の所有者と立木の所有者が同一か親族（2親等以内）でないこと
 - ・立木の所有者から同意を得ていること
 - ・危険木の伐倒及び整理に係る費用であること

【補助金の額】 要した費用の10分の3以内（限度額30万円）

那賀町里山環境整備事業について

人里に近く暮らしと密接に結びついている里山で、森林所有者等による持続的な森林経営を通じた整備が困難な森林について、里山の公益機能や景観を向上させるため、里山林の環境整備（樹種転換）を図るための補助金を交付します。

- 【補助対象】** 森林所有者及び地域協議会等と里山環境保全協定を結んだ林業事業体等が行う、次の作業が対象になります。

・主伐 ・造林 ・下刈り ・森林作業道 ・鳥獣害防止施設



イメージ

森林の所有者届出制度について

平成24年4月以降、森林の土地の所有者となった方は、取得した土地のある市町村長への事後届出が義務づけられています。

- 【届出対象者】** 個人・法人問わず、相続や売買続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積にかかわらず届出をしなければなりません。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方は対象外です。

【届出期間】 土地の所有者となった日から90日以内

【届出】 届出書（所有権移転と土地に関する事項等にご記入ください）と添付書類を、取得した土地のある市町村の長に提出してください。添付書類は、①権利を取得したことがわかる書類の写し（登記事項証明書（写しも可）又は土地売買契約書など）と②土地の位置を示す図面です。

いずれのお知らせも詳しくは、那賀町役場林業振興課（TEL 0884-62-1175）までお問い合わせください。